

令和8年度 新庄村保育利用のご案内

「支給認定申請」について

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため「支給認定制度」が導入されています。保育所等への入所を希望される際に、利用のための認定（支給認定）を受けていただく必要があります。

▶支給認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下のとおり「1号認定」「2号認定」「3号認定」のいずれかに区分され、「支給認定証」が交付されます。既に認定を受け「支給認定証」をお持ちの方につきましては、認定条件に該当していることの確認をさせていただきます。

支給認定区分	認定条件	認定される時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する場合	教育標準時間（4時間程度）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さんで、保護者の就労等の理由で、家庭で必要な保育を受けることが難しい場合	保育標準時間（最長11時間） 保育短時間（最長8時間）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満のお子さんで、保護者の就労等の理由で、家庭で必要な保育を受けることが難しい場合	保育標準時間（最長11時間） 保育短時間（最長8時間）	保育所 認定こども園

※「支給認定証」は、各施設を利用する資格があることを認定するものですが、入所を保障するものではありません。

▶「2号認定」「3号認定」については、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育を必要とする事由（主なもの）	判断基準	認定される時間
就労、就学等	1カ月平均勤務等の時間 120時間以上	保育標準時間（最長11時間）
	1カ月平均勤務等の時間 48時間以上 120時間未満	保育短時間（最長8時間）
求職活動、介護・看護、育休中等		保育短時間（最長8時間）

※保育短時間の基本的な保育時間（8時間）は8時00分～16時00分までとしていますが、開所時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間（最大8時間以内）利用できます。

支給認定申請・入所申込の手続きについて

1 受付期間・書類提出先・入所要件等

受付期間：令和7年12月17日（水）まで

※年度途中に入所を希望する場合も、期間中にお申し込みください。

提出先：住民福祉課

※兄弟姉妹の書類は、まとめてご提出ください。

【入所要件】

- ①新庄村内に住所を有する、1歳～6歳で集団保育が可能なお子さん。
 - ②保護者（父母及び同居の祖父母等）が、下記の【保育を必要とする事由】のいずれかに該当し、お子さんの保育にあたれないこと。
- ※家事およびお子さんの集団生活が目的などの場合は該当しません。

【保育を必要とする事由】

(1) ひと月に48時間以上、仕事をしている。
(2) 妊娠中であるか、産後間もない（出産予定日2カ月前から出産後2カ月）。
(3) 疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。
(4) 同居の親族（長期入院含む）を常時、介護または看護している。
(5) 震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている。
(6) 求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている（入所後2カ月以内）。
(7) 就学している（職業訓練含む）。
(8) 児童虐待、またはDVのおそれがある。
(9) 育児休業取得時にすでに保育所等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要。
(10) その他、上記の（1）～（9）に類するものとして、村長が認めるもの。

【入所対象年齢】

満1歳の誕生月の翌月から小学校就学前まで

【保育内容】

保育時間	8時00分から18時00分（保育標準時間最長11時間以内利用の場合）
休日	日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年1月4日）、お盆、年度末
保育料	市町村民税所得割額の合計額によって算定し、申請により免除されます。
給食費	保育料に含まれます。

【提出が必要となる書類】

①施設型給付費支給認定申請書兼保育園入園申込書

※入所希望児1人につき1枚ずつご記入ください。

②保育を必要とする事由を証明する書類

※入所希望児の父・母それぞれの方について、保育にあたれない理由を証明する書類の提出が必要です。下記の【保育を必要とする事由を証明する書類】をご覧ください、該当する書類をご提出ください。

※入所希望児が複数の場合でも、証明書等の提出は1部ずつで構いません。

【保育を必要とする事由を証明する書類】

父・母の状況	必要な書類
就労（自宅外就労）	就労証明書【様式1】 ※産後休暇、育児休業中、就労予定の場合も含まます
自営業の方（商業・農業等）・内職をしている方	自営業就労申立書【様式2】
妊娠中・出産を控えている場合 （予定日2ヶ月前～出産後2ヶ月）	出産・病気・介護（看護）の申立書【様式3】、母子健康手帳の写し（母氏名と分娩予定日の記載ページ）
保護者の疾病等	出産・病気・介護（看護）の申立書【様式3】、医師の診断書（3ヶ月以内に発行されたもの）、障がい者手帳の写し等
疾病・病人の介護（看護）等	出産・病気・介護（看護）の申立書【様式3】、医師の診断書（3ヶ月以内に発行されたもの）、障がい者手帳の写し等
災害復旧	申立書【様式4】、罹災証明書
就学・技能取得等	申立書【様式4】、在学証明書、カリキュラム等
虐待・DVのおそれ	申立書【様式4】、状況によって必要書類が異なりますので、住民福祉課へご相談ください
求職活動	求職活動申立書【様式5】

※上記のいずれにも該当しない場合、または判断できない場合は、住民福祉課へお尋ねください。

※産休や育休中の場合は、就労証明書に産休・育休期間、復職年月日を記載の上、ご提出ください。

※書類が不足する場合は、住民福祉課でご用意していますのでお尋ねください。

③家庭状況調査票

※入所希望児1人につき1枚ずつご記入ください。

④個人番号申告書

※新規に申請される方のみご記入ください。（継続申請の方は不要です。）

⑤令和7年度市町村民税課税（非課税）証明書

（申請時点で新庄村外に住民票がある方、令和7年1月2日以降に新庄村へ転入された方のみ）

※令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村の役所にて発行されます。

※令和8年9月以降入所希望の方は、提出の必要はありません。

2 入所選考方法について

- ▶入所の選考にあたっては、提出書類等に基づき保育を必要とする状況を確認します。入所希望を取りまとめ、保育の必要性の程度及び家族等の状況を「入園選考基準指数表」と「優先利用調整指数表」により点数化し、合算した指数の高い子どもが優先的に利用できるよう調整を行います。（最終ページをご覧ください）
- ▶定員を満たし入所できなかった場合は、入所保留となります。保留は年度内有効です。入所が可能になった場合はご連絡いたします。
- ▶育児休業を取得し、1歳未満の子どもを養育している方で、保育所の入所申し込みをしているものの入所できないといった事情がある場合は、育児休業を延長することができる場合があります。勤務先にご確認の上、保育所等を利用していない証明が必要な場合は住民福祉課へご連絡ください。

3 保護者が負担する保育料について

- ▶保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割額の合計額と児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数によって決定します。生計の中心者が父母以外であると判断される場合は、生計中心（維持）者の額を合算します。
- ▶令和8年4月～8月までは、令和7年度の市町村民税所得割課税額（令和6年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により決定し、令和8年9月からは、令和8年度の市町村民税所得割課税額（令和7年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により決定します。
決定後、保育料免除申請により保育料は無料になります。

4 入所までの流れについて

令和7年12月

◆入所申込

「施設型給付費支給認定申請書兼入園申込書」に必要書類を添えて、住民福祉課へ提出

↓

令和8年2月ごろ

◆支給認定証・入所承諾書の送付

保護者へ支給認定証および入所承諾書を送付

◆入所説明会（新入園児のみ）

入所説明会を実施（日程については、後日通知します。）

↓

令和8年4月中旬

◆保育料額の決定

保護者へ保育料額の決定通知を送付（保育料の決定通知は入所後になります。）

※保育料免除申請の手続き後、保育料が無料となります。

5 入所申込後・入所後の手続きについて

- ▶入所申込後、入所を希望しなくなった場合は必ず住民福祉課へご連絡ください。
- ▶下記の事柄に該当する場合は、その都度届出が必要です。書類は住民福祉課でご用意しています。

届出が必要な事柄	提出が必要な書類など
勤務先・勤務内容に変更があった場合	就労証明書【様式1】または 自営業就労申立書【様式2】
入所理由が「求職活動」の場合	就労証明書【様式1】 ※入所後2カ月以内
入所理由が「妊娠・出産」であった場合	申立書【様式4】、継続利用が必要であると認められる書類 ※出産後2カ月以内の入所となっていますので、期間満了後も引き続き入所の必要がある場合は、ご提出ください。
産休や育休明けで職場復帰した場合	職場復帰証明書【様式6】 ※職場復帰後1カ月以内
支給認定申請の内容に変更があった場合 (住所、世帯の状況、 <u>保育を必要とする事由の変更、退所等</u>)	施設型給付費支給認定変更申請書、【保育を必要とする事由を証明する書類】で該当する書類 ※提出時に、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、支給認定証をお持ちください。

[入園選考基準指数表]

区分	保育を必要とする事由	保護者の状況	指数
1 ・ 7	就労 ・ 就学・職業訓練	月140時間以上就労・就学を常勤としているもの	10
		月120時間以上140時間未満就労・就学を常勤としているもの	9
		月100時間以上120時間未満就労・就学を常勤としているもの	8
		月80時間以上100時間未満就労・就学を常勤としているもの	7
		月48時間以上80時間未満就労・就学を常勤としているもの	6
		就労先確定（内定）	5
2	妊娠・出産	出産予定日の前後2ヶ月間	7
3	疾病・障害	療育手帳A・B、身体障害者手帳1・2級、 介護保険被保険者証の認定要介護1～5、 精神障害者保健福祉手帳1・2級	10
		身体障害者手帳3～6級、 介護保険被保険者証の認定要支援1・2、 精神障害者保健福祉手帳3級	7
		通院（入院）証明書の意見書 1. 保育困難	10
		通院（入院）証明書の意見書 2. 保育が一部困難	7
		通院（入院）証明書の意見書 3. 日常生活に特に支障なく、保育可能	5
4	介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護 又は看護している場合	区分1を準用
5	災害復旧等	風水害、火災、地震等の被災等	20
6	求職活動	求職活動をしている（就労未定）	1
8	児童虐待、DVの 恐れ	児童虐待又はそのおそれ、DV等により保育が困難であることに 該当する	10
9	育児休業中	年度内に復職予定がある	区分1を準用
		年度内に復職予定がない	1
10	その他	別居の親族（長期間入院をしている親族を含む）を常時介護又は 看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用
		不存在（死亡・離婚・行方不明・拘禁等） ※この項目は、「保育の必要性」の事由ではありません。	10
		上記の保護者の状況に類するものとして、村長が認める場合	区分1から9 を準用

備考 保護者それぞれの該当する区分の指数を合算し算出します。複数の区分または状況に該当する場合は、高いほうの指数で算出します。

【優先利用調整指数表】

区分	分類	保護者もしくは子ども又は世帯の状況	指数
A	ひとり親家庭	子どもが母又は父のみに養育されている場合	5
B1	社会的養護	児童虐待又はそのおそれ、DV等により家庭での保育が困難である場合	15
B2	社会的養護	里親	15
C1	育児休業開け	育児休業を取得しており、復帰する場合	3
C2	(新たに園の利用を希望する子ども)	育児休業を取得しており、延長が許容できる	-10
D	兄弟姉妹同一施設利用	兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合	3
E	継続利用子ども	現に保育園(地域型保育事業を含む)等を利用しており、継続して保育を必要とし、施設の利用を希望する場合	5
F1	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、新庄村内の教育・保育施設等に勤務する場合	7
F2	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、新庄村内の教育・保育施設等に週20時間未満勤務する場合	5
F3	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、新庄村外の教育・保育施設等に勤務する場合	3
G	保育料滞納世帯	3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合	-10
H	市外在住者	村外に在住している場合(区分F1・F2に該当する者を除く)	-5

備考 複数の区分または状況に該当する場合は、該当するもの全ての指数を合算して算出します。

【同点者選考優先順位】

優先順位	項目
1	村内在住者
2	基準指数の高い世帯
3	継続
4	同一園に入所申込児が2人以上いる
5	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
6	緊急性が高く、家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要と認められる世帯

備考 選考指数が同点の場合は上記の優先順位により選考します。

【選考方法】

保育の必要性の程度及び家族等の状況を[入園選考基準指数表]と[優先利用調整指数表]により点数化し、合算した指数の高い子どもが優先的に利用できるよう利用調整をし、入所を決定します。

選考指数が同点の場合は[同点者選考優先順位]により選考します。